

公示番号：170770

国名：カンボジア

担当部署：社会基盤・平和構築部 平和構築・復興支援室

案件名：カンボジア地雷対策センター運営能力向上アドバイザー業務（組織運営手法）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：組織運営手法
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年11月中旬から2017年11月下旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 0.25M/M、現地 0.27M/M、合計 0.52M/M
- (3) 業務日数：
 - ・ 国内準備 2日、現地業務 8日、国内整理 3日現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：10月25日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報
>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))
>業務実施契約(単独型) 公示にかかる応募手続き)
(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、
JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても
受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロ
ポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年11月7日
(火) までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点

④その他学位、資格等

16点
(計100点)

類似業務	組織運営手法(マネジメントクラスへの研修等)に係る各種業務
対象国/類似地域	全世界
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

カンボジア政府は、「対人地雷禁止条約(オタワ条約)」を批准し、2025年までに国内の地雷除去の完了を目指すこととしている。地雷・不発弾の除去を同国の国家戦略である四辺形戦略の4本柱の一つである「農業分野の強化」に位置付けており、この目標を踏まえて、「地雷対策国家戦略(National mine Action Strategy 2017-2025)」が策定されている。日本政府/JICAは、カンボジアの地雷除去活動を担う政府機関であるカンボジア地雷対策センター(以下CMAC)に対して、1998年度以降、無償資金協力「地雷除去活動機材整備計画(1~7次)」における機材整備支援や技術協力プロジェクト「人間の安全保障実現化のためのCMAC機能強化」等を実施し、CMACの地雷除去活動に係る能力向上に寄与してきた。これらの支援の結果、CMACの地雷除去面積は、着実に拡大してきた。

CMACは、前述の「地雷対策国家戦略」において、これまで培ってきた能力を将来的に消失させることなく、国際的に活用していくことを構想しているが、これまでに、ラオス、イラク、コロンビアへの支援については、JICAとのパートナーシップにより実施してきている。

CMACは、このような活動体制をより効果的に進めるための「組織強化」を課題としており、その支援を要請しているところ、今次業務では、取り組むべき課題をより明確化することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、CMACのマネジメントクラスの職員を対象として、組織の将来像や業務の方向性を考察するためのワークショップ実施を支援する。チームビルディング等の手法を用いて、彼ら自身による目標の明確化や目標達成に必要な実施体制の検討など、組織改革プロセスにおける組織内の合意形成手法における技術的指導・助言を行う。

具体的な業務内容は以下のとおり。

- (1) 国内準備期間(2017年11月中旬)
 - ① 既存のJICA報告書、カンボジア政府作成の関連報告書等を参照し、カンボジアにおける地雷・不発弾対策の現状と課題を把握する。
 - ② 現地業務工程表(案)を含む業務計画書(和文)及びワークプラン(英文)を作成しJICA社会基盤・平和構築部による確認ののち提出する。併せて、JICAカンボジア事務所にもデータを送付する。

(2) 現地業務期間 (2017年11月下旬)

- ① 現地業務開始時に、JICA カンボジア事務所、カウンターパート (以下「C/P」) 機関とする CMAC にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② C/P 機関においてワークショップを実施する。
- ③ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書 (英文) を作成し、C/P 機関に提出し、報告する。
- ④ JICA カンボジア事務所に現地業務結果報告書 (和文・英文) を提出し、現地業務結果を報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2017年11月下旬)

専門家業務完了報告書 (和文) を作成し、監督職員に報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、専門家業務完了報告書とする。

(1) 業務計画書 (和文)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容 (案) などを記載。

和文 1 部 (JICA 社会基盤・平和構築部)

(2) 業務ワークプラン

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容 (案) などを記載。

英文 3 部 (JICA 社会基盤・平和構築部、JICA カンボジア事務所、C/P 機関へ各 1 部)

(3) 専門家業務完了報告書 (和文 3 部)

以下の記載項目を盛り込むこと。

- ・ ワークショップ概要
- ・ ワークショップを通じて得られた所感
- ・ CMAC の組織運営改善に向けた支援を行う上での JICA への提言

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」 (<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

・ 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積書に計上して下さい)。

航空経路は、成田⇒プノンペン⇒成田を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は、2017年11月18日～2017年11月25日を予

定しています。

② 現地での業務体制

現地業務の全日程において、JICA 国際協力専門員 1 名が同行します。

③ 便宜供与内容

JICA カンボジア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を下記 URL より閲覧できます。

- ・カンボジア国第七次地雷除去活動機材整備計画準備調査報告（JICA 図書館 (<http://libopac.jica.go.jp/>) より検索・閲覧可能)
- ・Bridging towards peacebuilding : achievement of Cambodian mine action centre and South-south cooperation facilitated by JICA
(JICA 図書館 (<http://libopac.jica.go.jp/>) より検索・閲覧可能)
- ・カンボジア地雷対策センター (CMAC) ホームページ (<http://cmac.gov.kh/>)

②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」

及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況につい

ては、JICA カンボジア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 90日を超える派遣においては、公用旅券での入国が必要となります。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談してください。

以上